

令和5年度 公立大学法人 青森公立大学 補正予算（第2号）

令和5年度 公立大学法人 青森公立大学の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

- 第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ4,123千円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ1,515,019千円と定める。
- 2 収入支出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

上記のとおり公立大学法人青森公立大会計規程（平成21年4月1日規程第88号）第10条及び公立大学法人青森公立大学予算管理規程（平成21年4月1日規程第93号）第10条第1項ただし書きの規定により予算を補正する。

令和5年11月17日

公立大学法人 青森公立大学  
理事長 石川 浩 明

# 別表 収入支出予算補正

【収入】

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	補正後の額
<b>1 運営費交付金収入</b>	<b>575,780</b>	<b>0</b>	<b>575,780</b>
1 運営費交付金収入	397,353	0	397,353
1 運営費交付金	397,353	0	397,353
2 特別運営費交付金収入	178,427	0	178,427
1 特別運営費交付金（退職手当費用）	60,317	0	60,317
2 特別運営費交付金（臨時費用）	118,110	0	118,110
<b>2 学生納付金収入</b>	<b>818,806</b>	<b>0</b>	<b>818,806</b>
1 授業料収入	723,036	0	723,036
1 学部授業料収入	715,907	0	715,907
2 大学院授業料収入	7,129	0	7,129
2 入学料収入	79,783	0	79,783
1 学部入学料収入	78,662	0	78,662
2 大学院入学料収入	1,121	0	1,121
3 入学検定料収入	15,987	0	15,987
1 学部入学検定料収入	15,788	0	15,788
2 大学院入学検定料収入	199	0	199
<b>3 受託研究等収入</b>	<b>1,761</b>	<b>0</b>	<b>1,761</b>
1 受託研究収入	200	0	200
1 地域連携センター受託研究収入	200	0	200
2 受託事業収入	1,561	0	1,561
1 地域連携センター受託事業収入	1,561	0	1,561
<b>4 寄附金収入</b>	<b>3,550</b>	<b>0</b>	<b>3,550</b>
1 寄附金収入	3,550	0	3,550
1 寄附金収入	3,550	0	3,550
<b>5 補助金等収入</b>	<b>2,500</b>	<b>0</b>	<b>2,500</b>
1 国庫補助金収入	2,500	0	2,500
1 文化庁補助金収入	2,500	0	2,500
<b>6 施設費収入</b>	<b>46,366</b>	<b>0</b>	<b>46,366</b>
1 市施設整備費補助金収入	46,366	0	46,366
1 市施設整備費補助金収入	46,366	0	46,366
<b>7 財務収入</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>5</b>
1 財務収入	5	0	5
1 受取利息	5	0	5
<b>8 雑収入</b>	<b>36,329</b>	<b>0</b>	<b>36,329</b>
1 貸付料・使用料等収入	19,803	0	19,803
1 財産貸付料収入	454	0	454
2 施設使用料収入	8,481	0	8,481
3 教員住宅入居料収入	10,868	0	10,868
2 助成金等収入	9,579	0	9,579
1 科学研究補助金等間接経費収入	0	0	0
2 学術文化振興財団助成金収入	8,979	0	8,979
3 その他助成金収入	600	0	600
3 手数料等収入	108	0	108
1 諸証明等手数料収入	108	0	108
4 大学入試共通テスト実施料収入	4,342	0	4,342
1 大学入学共通テスト実施料収入	4,342	0	4,342
5 その他雑収入	2,497	0	2,497
1 その他雑収入	2,497	0	2,497
<b>9 目的積立金取崩収入</b>	<b>25,799</b>	<b>4,123</b>	<b>29,922</b>
1 前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入	25,799	4,123	29,922
1 前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入	25,799	4,123	29,922
<b>収入合計</b>	<b>1,510,896</b>	<b>4,123</b>	<b>1,515,019</b>

## 【支 出】

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	
<b>1 業務費</b>	<b>1,097,257</b>	<b>4,123</b>	<b>1,101,380</b>	
<b>1 教育経費</b>	<b>219,288</b>	<b>0</b>	<b>219,288</b>	
1 学部経費	31,881	0	31,881	
2 大学院経費	1,927	0	1,927	
3 入試選抜経費	17,862	0	17,862	
4 学務経費	17,615	0	17,615	
5 地域連携センター経費	5,834	0	5,834	
6 国際芸術センター青森経費	28,626	0	28,626	
7 奨学費	115,543	0	115,543	
<b>2 研究経費</b>	<b>34,338</b>	<b>0</b>	<b>34,338</b>	
1 教育研究費	31,017	0	31,017	
2 外部資金研究費	3,321	0	3,321	
<b>3 教育研究支援経費</b>	<b>113,778</b>	<b>4,123</b>	<b>117,901</b>	
1 図書館経費	41,251	0	41,251	
2 情報経費	72,527	4,123	76,650	
<b>4 受託研究費等</b>	<b>1,761</b>	<b>0</b>	<b>1,761</b>	
1 受託研究費	200	0	200	
2 受託事業費	1,561	0	1,561	
<b>5 人件費</b>	<b>728,092</b>	<b>0</b>	<b>728,092</b>	
1 役員人件費	28,057	0	28,057	
2 教員人件費	452,809	0	452,809	
3 職員人件費	247,226	0	247,226	
	人件費のうち退職手当	60,317	0	60,317
<b>2 一般管理費</b>	<b>413,639</b>	<b>0</b>	<b>413,639</b>	
<b>1 法人経費</b>	<b>985</b>	<b>0</b>	<b>985</b>	
1 法人経費	985	0	985	
<b>2 事務経費</b>	<b>388,066</b>	<b>0</b>	<b>388,066</b>	
1 一般管理経費	27,687	0	27,687	
2 大学施設維持管理経費	336,961	0	336,961	
3 交流施設運営管理経費	5,280	0	5,280	
4 国際芸術センター青森運営管理経費	14,564	0	14,564	
5 大学運営対策費	3,574	0	3,574	
6 特別運営費臨時費用	0	0	0	
	施設管理経費のうち大規模修繕費	46,366	0	46,366
<b>3 企画広報経費</b>	<b>10,525</b>	<b>0</b>	<b>10,525</b>	
1 企画広報経費	10,525	0	10,525	
<b>4 学生募集経費</b>	<b>14,063</b>	<b>0</b>	<b>14,063</b>	
1 学部入学者募集経費	11,836	0	11,836	
2 大学院入学者募集経費	2,227	0	2,227	
<b>支 出 合 計</b>	<b>1,510,896</b>	<b>4,123</b>	<b>1,515,019</b>	

**令和5年度 青森公立大学 補正予算（第2号）について**  
**主なる補正の内容**

**1 支出 [款・項・目] 補正額計 4,123 千円**

	補正前の額	補正額	計
○大学情報管理経費 [1・3・2]	72,527 千円	4,123 千円	76,650 千円

- ▶ 大学院棟 1212 講義室の映像音響機器について、経年劣化による映像、音声の不具合が発生し、講義に支障をきたしていることから、令和5年度中に機器一式を更新するための事業費を増額するもの。

**2 収入 [款・項・目] 補正額計 4,123 千円**

	補正前の額	補正額	計
○前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入 [9・1・1]	25,799 千円	4,123 千円	29,922 千円

- ▶ 上記の事業費増額に伴う前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入を増額するもの。

公立大学法人青森公立大学会計規程（平成21年4月1日規程第88号）【抜粋】

（予算の補正）

第10条 理事長は、必要があると認めた場合は、別に定めるところにより、予算を補正することができる。

---

公立大学法人青森公立大学予算管理規程（平成21年4月1日規程第93号）【抜粋】

（予算の補正）

第10条 理事長は、会計規程第10条の規定に基づき、予算を補正するときは、予算作成の手順に準じ、補正予算案を作成し、経営審議会の審議に付し、理事会の議決を得なければならない。

ただし、緊急を要するため、当該手続を経ることができない場合又は年度当初予算に重大な変更を生じさせない場合は、理事長があらかじめこれを決定することができる。

2 前項ただし書の場合において、理事長は、当該補正について、その直後に開かれる経営審議会に報告し、理事会の追認を受けなければならない。